

## 「保険請求サポート」消費者トラブル110番を実施します！

県内で急増している保険請求サポートに関する消費者トラブル※について、消費者の利益保護、被害の未然防止を図るため、県弁護士会及び県青年司法書士会と連携し、電話相談会を実施します。

### 【開催日時及び実施団体】

令和3年2月19日（金）10時～16時 県消費生活センター

電話番号 096-383-0999

20日（土）10時～16時 県弁護士会

電話番号 096-312-3451

21日（日）10時～16時 県青年司法書士会

電話番号 096-364-0800

○原則として、1回の電話相談は30分以内とします（必要に応じて延長できます）。

○相談内容によっては、後日再相談（来所相談を含む。）を受けることができます。

### ※ 保険請求サポートに関する消費者トラブルとは

災害や経年劣化等に伴う家屋の損傷について、「保険金を使って修理できる」等と勧誘する保険代行を謳う業者や修理業者と消費者間のトラブル。

県内では令和2年8月から増え始め、県消費生活センター及び市町村消費生活相談窓口に60件以上の相談が寄せられている。（令和3年2月9日現在）

### 【事 例】

- ① 訪問してきた業者（保険代行を謳う業者や修理業者）に「台風被害と言えば保険金を請求できる」と勧誘された。家屋に台風被害はなかったが、しつこく迫られたので、仕方なく書類を作成した。その際、手数料として保険料の35%を請求された。
- ② 訪問してきた修理業者に「家屋の修理が必要だが、火災保険で自己負担なく修理できる」と言われ申し込んだ。後日、思い直してキャンセルしようとしたら、多額のキャンセル料を請求された。